

地方森林会令

内閣は、森林法（明治四十一年法律第四十三号）第十九条及び第三十七条の規定に基き、との取扱を制定する。

（所掌事務）

第一款 地方森林会は、都道府縣の区域ごとに置かれ、左に掲げる事務を処理する。

（林務法第十八条第二項の規定による決議）

二 林務法第二十五条第一項（元五十七条及び第五十八条第三項）において準用する場合を含む。以下同じ。一の規定による裁決

（名跡及び位置）

第二款 地方森林会には、その直轄された都道府縣の名を冠し、その位置は、当該都道府縣の所在地とする。

（組織）

第三款 地方森林会は、委員十五人以内で組織する。

第四款 委員のうち少くとも五人は、農林水産業、鉱業、治水、和水又は土木に専し学識経験のある者のうちから、その他の委員は、國務行政府の職員のうちから、それぞれ本府長官が任命する。

第五款、字職経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とし、これに欠員が生じた場合は補欠委員の任期は、前任者の兼任期間とする。

（委員会）

第六款 本府長官は、委員のうち一人を会長として指名し、会務

を總理せしむ。

二 会長に委嘱あることを、あらかじめその指名する委員がその職務を行ふ。

（監督）

第七条 地方森林会の庶務の事務は、都道府県知事 **ガバナ** に付託する。

一 議論会

第八条 地方森林会の会議は、委員一次会の規定により審議に開かることができない委員を除く。一の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 地方森林会の議論は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一 審議権との禁止

第九条 委員は、左の各号の一に該当するときは、その事案の審議に開かることができない。

一 係安外の輸入解剖にあつては、その申請者、森林法第十八条第一項の通知を受けた者は當該森林若しくは土地に開したこれらの者に属する権利を承継した者であるとき。

二 森林法第五十九条第一項の規定による裁決にあつては、その当事者は被保人一同法第三十八条に規定するものをいう。以下同じ。一であるとき。

三 前各号の一に該当する者の配偶者、四親等内の親族、代理人又は保佐人であるとき。

四 第一号又は第二号に該当する法人の役員、合名会社の社員又は合資会社若しくは株式合資会社の無限責任社員であるとき。

一 裁決の審議開始

第十一条 法第五十五条第一項の規定によく裁決の申請があつたときは、会長は、遅滞なく当該申請書の写を相手方に送付しなければならない。

2 願填の規定により申詒書の写の送付を受けた者は、その日から

二週間以内に意見書を地方森林会に提出することができる。

3 地方森林会は、前項の期間が経過した後でなければ、当該事案を審議してはならない。

一 裁決の範囲一

第十一条 第一項第二号の裁決は、当事者及び關係人の申し立てた範囲をこえることができない。

一 裁決書一

第十二条 裁決は、文書をもつてするものとし、理由を附し、且つ会長がこれに首名押印しなければならない。

2 裁決書の原本には、地方森林会の印章を押さなければならぬ。

一 地方森林会との勘定一

第十三条 地方森林会は、その處理すべき事項について他の都府県の勅書に重要な影響を及ぼすような決議又は裁決をするには、あらかじめ、当該都府県の地方森林会の意見をきかなければならぬ。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方森林会規則（明治四十年勅令第三百四十七号）は、廃止する。

3 地方森林会規則による従前の地方森林会は、この政令の規定による地方森林会となり、同一性をもつて存続する。

裏面白紙

72

理由

地方森林会の組織及び運営に因り、從前の地方森林会規則に代えて、農林省設置法の趣旨に合するよう新たに定をする必要があるからである。